

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
せんねん村グループホームきら
重要事項説明書
【2025年7月1日現在】

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、地域密着型サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 せんねん村
代表者氏名	理事長 中澤 信
法人本部 所在地	〒445-0872 愛知県西尾市矢曾根蓮雲寺 29 番地 1 TEL 0653-65-5553 FAX 0563-65-5559
法人設立年月日	1999年8月11日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	せんねん村グループホームきら		
介護保険指定 事業所番号	2393200080	指定年月日	2012年4月1日
事業所 所在地	〒444-0516 愛知県西尾市吉良町吉田山中 6 番地 1 TEL 0563-34-5900 FAX 0563-34-5901		
管理者	牧 小百合		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">認知症である利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護の利用者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助し、要支援の利用者は心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供します。利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めます。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。介護保険等関連情報、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます「こころのびのび、からだいきいき、いのちきらきら」これまでの人生、いろいろあったけれど、ここで暮らした日々が一番良かったよ」そう思っていただけのホームであり続けます。

(3) 事業所の施設概要

建築	木造平屋 一部二階建て		
開設年月日	2012年4月1日	ユニット数	2ユニット
＜主な設備等＞			
面積	延床 599.52㎡		
居室数	西条ユニット10室、東条ユニット9室		
食堂	1ユニットにつき1箇所	台所	1ユニットにつき1箇所
共同生活室	1ユニットにつき1箇所	トイレ	1ユニットにつき4箇所
浴室	1ユニットにつき1箇所	事務室	1か所

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制	日中時間帯	6時～21時
利用定員内訳	18名（西条ユニット9名、東条ユニット9名）		

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。 	常勤 1名 ※介護従事者と兼務
計画作成担当者	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 医療・福祉サービス等との連携・連絡・調整を行います。 	非常勤 1名
介護従業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。 	常勤 11名以上 非常勤 2名以上
看護師	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行います。 	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者ごとの栄養状態を把握し、状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、身体状況、嗜好を考慮した食事を提供します。 3 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。 4 食事の調理、盛り付け、配膳、下膳、食器の洗浄等は、能力に応じ利用者と職員が共同で行えるようにします。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のために、刻み食や食べやすい食事等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、入浴の提供又は清拭、洗髪などを行います。 2 身体の状態により、リフト浴での入浴を提供します。
	排泄介助	1 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ案内やおむつ交換を行います。 2 羞恥心に配慮し、利用者の身体能力を最大限活用した排泄の援助及び衛生管理を行います。
	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
日常生活動作を通じた機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、余暇活動や体操など通じた訓練を行います。	
健康管理	医師による月2回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。	
若年性認知症利用者受入サービス	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。	
その他	1 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 2 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 3 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。	

(2) 介護保険給付サービス利用料金 ※地域区分別の単価（6級地 10.27円）

《介護予防認知症対応型共同生活介護費・認知症対応型共同生活介護費》 ※1日につき

事業所区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
Ⅱユニット	要支援2	749	7,692円	769円	1,538円	2,308円
	要介護1	753	7,733円	773円	1,547円	2,320円
	要介護2	788	8,093円	809円	1,619円	2,428円
	要介護3	812	8,339円	834円	1,668円	2,502円
	要介護4	828	8,504円	850円	1,701円	2,551円
	要介護5	845	8,678円	868円	1,736円	2,603円

(3) 加算料金 ※地域区分別の単価（6級地 10.27円）

以下の要件を満たす場合、上記の基本単位に以下の加算単位が加算されます

加算	基本単位	内容	算定回数等
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対してサービスを提供	1日につき(7日を限度、短期利用の場合のみ)
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行う	1日につき
初期加算	30	当事業所に入居した日から30日以内の期間のみ	1日につき
協力医療機関連携加算(Ⅰ)★	100	病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。また施設からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している。	1月につき

医療連携体制加算 (Ⅰ)ハ★	37	当事業所の従業者として看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制整備	1日につき
看取り介護加算★	72	看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援する	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144		死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680		死亡日の前日及び前々日
	1,280		死亡日
退居時情報提供加算	250	利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等	1回につき
退居時相談援助加算	400	利用期間が1月を超える利用者が退居し居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供	1回を限度
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行う	1日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施	1月につき(3月に1回を限度)
栄養管理体制加算	30	管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行う	1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受ける	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及栄養状態のスクリーニングを行う	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	第二種協定指定医療機関との連携体制を確保し新興感染症以外の一般的な感染症について、協力医療機関との間で感染症発生時の対応を取り決め、連携して適切に対応等実施	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、安全対策を講じ生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	介護職員に総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上であること	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	17.8%	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はなし

※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただくと「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください

(4) その他の費用について ※以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります

居住費	月額 70,000 円	月途中における入退居については1日当たり2,000円
食費	日額 1,650 円	食材料費
	要した費用の実費	特別な飲食や嗜好として特別に希望する食事及び菓子類、飲料及び酒類等
光熱水費	日額 500 円	ガス、電気、水道
理美容費	要した費用の実費	理髪・美容
事務代行費	月額 1,500 円 (希望者のみ)	後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、印鑑、小額の金銭等の管理を希望される場合は別途、貴重品管理サービスをご利用いただけます。 ※別途、利用者預り金等契約が必要です。

複写物の交付	要した費用の実費	利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合は実費をご負担頂きます。
その他		<p>○医療機関による受診、入院の際には医療保険適用により自己負担となります。</p> <p>○利用者の要望による個別の娯楽や個人使用の生活日用品は、協議により実費徴収します。</p> <p>○退居時の居室クリーニング代及び原状回復に要する費用は別途実費をご負担いただきます。</p>

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>1ヶ月の利用料金を指定口座より翌月 26 日に引落とし致します * 振込手数料は利用者負担</p> <p>【事業者指定口座】 西尾信用金庫 本店 普通 1290301 社会福祉法人せんねん村 理事長 中澤 信</p>

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者本人による契約行為の履行が困難な場合に備え、身元引受人を原則として立てて頂きます。
- (4) 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、契約締結後に作成する認知症対応型共同生活介護計画（以下、「ケアプラン」という。）に定めます。

 - ① 当ホームの計画作成担当者および担当職員が、ケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。※これまでの生活史や暮らし方を参考にさせていただきます
 - ② 担当者は施設サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
 - ③ ケアプランは、おおむね 6 ヶ月に 1 回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、利用者及びその家族等と協議して変更します。また、利用者の身体状況変化に応じ随時必要がある場合にも変更を行います。
 - ④ ケアプラン変更時には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (5) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合（おおむね1ヶ月以上の入院が必要場合や著しい状態変化が見込まれる場合等）は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (6) 検査入院や短期間の入院の場合であっても、居住費はご負担いただきます。
- (7) 退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (8) 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合や、利用者の心身の状況により、居室の空き状況を踏まえ利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡し、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証、義務づけではありません）。

協力医療機関	医療機関名：西尾市民病院 所在地：西尾市熊味町上泡原6 TEL：0563-54-3171 救急病院（衣浦西尾地区2次救急病院）
協力医療機関	医療機関名：なかざわ記念クリニック 所在地：西尾市寄住町洲田20-1 TEL：0563-54-3155 診療科：総合内科、整形外科、脳神経科、リハビリテーション科
協力医療機関	医療機関名：すずき歯科医院 所在地：西尾市吉良町上横須賀渡舟歯13-1 TEL：0563-35-3500 診療科：歯科

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
- (3) 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年2回）

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表【苦情申し立て窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付け、詳しい事情を伺います。

②苦情受付の報告・確認

苦情受け付け担当者は、サービス担当者、苦情解決責任者に苦情のあった内容について報告します。サービス担当者は内容を受けて、場合によっては苦情処理検討会議を行い、事実確認・原因究明を行います。

③苦情解決のための話し合い

検討の結果、苦情受け付け担当者は速やかに具体的な対応（謝罪、今後への改善点）を行います。場合によって苦情受け付け担当者及び苦情解決責任者により、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

④行政機関等の紹介

本事業者で解決できない苦情は、行政機関、その他苦情受付機関等に申立てることもできます。（下表【苦情申し立て窓口】のとおり）

⑤苦情解決の記録、報告

苦情に関する記録は、苦情受付担当者が、苦情受付から解決までの経過と結果について記録し情処理台帳として保管します。

⑥再発防止

苦情についての改善事項は是正処置を行います。改善事項の実施状況は一定期間後に実施状況を確認し、再発防止に努めます。場合により苦情解決責任者から申出人に対し、改善事項の状況を一定期間後に報告をします。

(2) その他参考事項

法人全体で苦情対応委員会を設置し、定期的に苦情に関する調査や解決策の検討を行います。サービスを提供する前に十分な説明を行い、同意を得てサービスを利用していただくよう心がけます。

事業者窓口	(所在地)西尾市吉良町山中6番地1 (担当者)せんねん村グループホームきら 管理者 牧 小百合 苦情解決責任者：法人本部長 木下 典子 (電話)0563-34-5900 (FAX) 0563-34-5901 (受付時間)8:30~17:30
第三者委員	評議員 鈴木 正司 評議員 松井 幸子 評議員 西込 修詞
行政窓口	(所在地)西尾市寄住町下田22番地 (担当部署)西尾市役所健康福祉部長寿課 (電話)0563-65-2119 (FAX)0563-64-0995 (受付時間)8:45~17:15
公的団体窓口	(所在地)名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館 (担当部署)愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護保険課苦情調査係 (電話)052-971-4165 (FAX)052-962-8870 (受付時間)8:45~17:00

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所のサービスの内容や課題等について、地域密着型サービス外部評価を受けています。

1 実施の有無	地域密着型サービス外部評価：実施あり
実施した直近の年月日	2025年2月14日
評価機関名	特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント
評価結果の開示状況	WAM NET

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関内に文書により掲示し、インターネット上の法人ホームページなどにおいて、いつでも閲覧できるように公開しています。

14 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------	---

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じていつでもその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。</p>
----------------------	---

15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を置き、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い、身体拘束適正化の指針を整備しています。

17 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします

19 ホーム利用の留意事項

当ホームのご利用にあたって、ホームに入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

支援にあたり支障のあるものは持ち込むことができません。例：刃物等の危険物、ペット等

(2) 面会 面会時間 8：00～20：00 ※来訪者は、必ず面会簿にご記入して下さい。

(3) 外出・外泊 外出、外泊をされる場合は、事前に手続きをして下さい。

(4) 食事 食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、1日単位として、重要事項説明書(4)定める「食費」は請求致しません。

(5) ホーム・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当ホームの職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙、飲酒 ホーム内の喫煙スペース等をご利用下さい。医師の指示により健康上好ましくないと判断された時等は、お酒等の喫食を制限させていただきます。

(7) 郵便物 利用者宛ての郵便物が当ホームに配達された場合、ホーム側で一旦開封し必要な手続きはホーム側で代行します。その他郵便物は身元引受人に郵送させていただきます。

(8) 迷惑行為

職員および他の利用者に対する性的な言動、暴力行為、暴言行為、その他の迷惑行為については絶対にしないで下さい。そのような行為が認められた場合には、サービスの中断や契約を解除することがあります。

○性的な言動

・性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねたり、性的な内容の情報（噂）を流布する、性的な冗談やからかい、個人的な性的体験談を話す等

・性的な行動

性的な関係を強要する、必要なく身体へ接触する、わいせつ図画を配布・掲示する等

・その他、職員および他の利用者に不快感を与える性的な言動

○暴力行為および暴言行為

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・人格否定的および侮辱的な言動
- ・その他、これに類する行為

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行いました 年 月 日

事業者	所在地	愛知県吉良町吉田山中6番地1
	法人名	社会福祉法人せんねん村
	代表者名	理事長 中澤 信
	事業所名	せんねん村グループホームきら
	説明者氏名	

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け同意しました

サービス利用開始に際し、私及び私の家族の個人情報の利用に同意しました

利用者	住所	
	氏名	

身元引受人	住所	
	氏名	